

第 12 条（返戻金）

紹介により労働契約を交わした労働者が、自己都合により勤務開始後甲を離職した場合、乙は甲へ下記の通り戻入する。振込手数料は乙の負担とする。

本人都合による退職については、紹介契約締結後 6 カ月を超えない場合は、以下の通り戻入する。

就業後 1 カ月以内で退職の場合は、成功報酬の 80%返金

就業後 3 カ月以内で退職の場合は、成功報酬の 50%返金

就業後 6 カ月以内で退職の場合は、成功報酬の 20%返金

就業後 7 カ月以降で退職の場合は、返戻金なし